

平成 28 年度 高知県農林業基本対策審議会

日時：平成 29 年 2 月 3 日(金曜日)13:30～16:00

場所：高知城ホール

出席者：

(審議会委員)

久岡 隆、土居正明、川井由紀、高松伸夫、野中文代、山崎行雄、山本哲一郎、
大山誠一郎、岩崎憲郎、川田 勲、西井一成、古谷純代、西岡雅行、門田ゆかり

(県農業振興部)

味元部長、西本副部長、二宮参事兼産地・流通支援課長、岩崎環境制御技術推進監、
杉村農業政策課長、田岡農地・担い手対策課長補佐、井澤協同組合指導課長、
松村環境農業推進課長、岡林次世代園芸推進室長、有馬地域農業推進課長、
谷本畜産振興課長、中山畜産振興課企画監、松尾農業基盤課長

(県林業振興・環境部)

田所部長、山根副部長、上岡林業環境政策課長、塚本森づくり推進課長、
櫻井木材増産推進課長、小原木材産業振興課長、久川木材産業振興課企画監、
松瀧、治山林道課長、内村環境共生課長

(県産業振興推進部)

合田地産地消・外商課長

【 開会 】

農業政策課の川村と申します。よろしく申し上げます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それではまず先に、本日の会議資料を確認したいと思います。お手元に A4 縦の本日審議会の次第や名簿など綴った資料と他に右側の番号を記載してあります A3 版の資料、1 と 2 が農業振興部の第 3 期の産業振興計画になります。資料 3 と 4 は同じく林業振興・環境部のものです。また、第 3 期産業振興計画のパンフレット、緑の冊子、「高知県農業振興地域整備基本方針」をお配りしております。

以上、資料をお配りしておりますが、過不足がありましたらお申し付けいただきたいと思います。また、3 月 4 日に開幕する、「志国高知 幕末維新博」のリーフレットを置いておりますので、PR をまたよろしく申し上げます。

それでは開会にあたりまして、農業振興部部長、味元よりご挨拶を申し上げます。

(味元農業振興部長)

県の農業振興部長の味元でございます。

委員の皆様には、大変ご多用のところ、高知県農林業基本対策審議会にご出席をいただ

きまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから皆様方には、県行政のご推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。

当審議会では、農業・林業の振興に向けまして5本の取り組み、具体的に申しますと主に産業振興計画の取り組みということになろうと思っておりますけれども、この1年間の取り組みのご報告を申し上げますとともに、来年度に向けた計画改訂の方向性などにつきまして、ご説明をし、ご審議をいただきたいと考えております。

さて、本県はもちろんでございますけれども、全国的に農林業を取りまく情勢は、担い手の高齢化、あるいは担い手の不足、また特に農業分野では生産資材の高騰といった大変厳しい状況がございます。

そのような中、国は昨年11月に農林水産業の諸問題を克服し、農業・農山漁村の活力を取り戻すための施策を取りまとめました「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、新たに農業の競争力強化に向けた構造改革などを盛り込んで取り組んでいくことといたしてございます。こうした中、高知県では、官民協働で第3期の産業振興計画を昨年4月からスタートいたしまして、取り組んでいるところでございます。

農業分野では、第2期の計画に引き続きまして、「地域で暮らし稼げる農業」を目標に掲げまして取り組みを進めております。来年度はこの1年の取り組みをさらにバージョンアップをさせまして、生産の増、所得の向上、担い手の増という好循環を実現いたしまして、農業の拡大再生産につなげていきたいと考えているところでございます。

加えまして、今度の第3期の計画からは、例えば施設園芸などを核としまして、そこに単なる農業生産だけではなくて、関連産業を蓄積させることによって、1次産業から3次産業までの幅広い多くの雇用を確保し、そうしたことで、地域地域に若い方が生活していく、暮らしていける、そうした取り組み、これを私どもは「農業クラスター」という言い方をしておりますけれども、そうした取り組みについても引き続き強化をし、取り組んでいきたいと考えております。

また、林業分野におきましては、「山で若者が働く、全国有数の国産材産地」を目指しまして、原木生産のさらなる拡大や加工体制の強化、また輸出を含めた販売や木材需要の拡大に取り組んでいるところでございます。

また、担い手の育成・確保につきましては、平成27年に開校いたしました「林業学校」におきまして、より高度で専門的な人材を育成してまいりますため、平成30年の本格開校に向けた施設整備などに取り組んでいくことといたしてございます。

このような取り組みを進めまして、本県農林業の振興を図ってまいりますためには、これまで以上に関係者の皆様の創意・工夫やご意見、ご協力をいただきながら、また政策に関する情報を共有して、そして一体的な推進を図っていくということが重要だと考えております。

本日、ご参加いただいております皆様方には、ぜひとも忌憚のないご意見を賜りまして、

本県農林業の発展に向けて、県をあげて取り組んでいくことができますように、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

後ほど、いろいろ説明資料が多く、長くなるかも分かりませんが、ご容赦いただきまして、本当に忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

それから、林業・環境振興部長でございますけど、会計検査の対応にあたりまして、そちらに出席させていただいております。本日の林業関係の説明をする頃には参りますので、ご容赦いただければと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

【 会議成立報告と次第説明及び出席者紹介 】

(事務局)

本日は当審議会委員の16名のうち、14名の委員の皆さんに出席をいただいておりますので、高知県農林業基本対策審議会条例第7条第2項に定められております、会議の成立要件を満たしているものをご報告申し上げます。

それでは、お手元の「平成28年度高知県農林業基本対策審議会」と書かれたA4版の資料1ページの次第をご覧ください。

本日の会はここにございます次第に沿って進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。議事に入ります前に、本日ご出席いただいております委員のご紹介をさせていただきます。

次第の次のページの審議会委員名簿をご覧くださいと思います。審議会条例の第4条に規定されておりますとおり、本日ご出席の委員の皆様は昨年4月より就任いただいております、任期は2年となっております。まず中央の席から順にご紹介させていただきます。

<委員の紹介>

続きまして、県の幹部職員の紹介をいたします。

<県関係出席者の紹介>

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会議に入らせていただきたいと思います。

審議会条例第7条第3項により、会長は会の議長となることを定めておりますので、これからは会の進行を久岡会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【 議事録署名人の指名 】

(議長)

それでは、お手元にお配りしております会次第にしたがって進めてまいります。

まず、議事録署名委員でございます。同じ資料の8ページ、第5、議事録の1をご覧ください。そこに書いてございますとおり、審議会の議事録は審議会で定めた2人以上の委員が署名することとすると書いてあります。その署名委員でございますが、私の方から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

<異議なし>

(議長)

それでは指名させていただきます。山本委員と大山委員に本日の署名委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ではまず、産業振興計画、農業分野の今年度の取り組み状況や成果、来年度の改定ポイント等について、ご説明、ご報告をお願いいたします。

【 産業振興計画（農業分野）について 】

(農業政策課長)

農業政策課の杉村です。よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

まず始めに、新たに委員にご就任いただいた方もいらっしゃいますので、第3期産業振興計画について簡単に触れさせていただきます。お手元にありますカラーのパンフレット11ページ、12ページをお開きください。

活力ある県外市場に物を売って外貨を稼ぐ「地産外商」を一層強化し、さらに拡大再生産の好循環につなげるための第3期産業振興計画の戦略の全体像を記載しております。四角い枠囲みの基本方向1から5までありますが、これらを進めるにあたっては、3つの特徴がございます。

一つ目は、産業ごとの縦割りの計画ではなく、実体経済に合わせて産業間の連携を重視し、かつ生産面だけではなく、加工、流通、販売も併せて支援するトータルプランであること。

2つ目は、変化の激しい経済の動きに対応できるように、また、新たなアイデアを盛り込めますように、PDCAサイクルを通じて毎年改定していること。

そして三つ目は、産業振興計画の推進によって目指す将来像、10年後の成功のイメージを明記し、その実現に向けて、各産業分野における具体的な数値目標や指標を設定していること。こうした三つの特徴を有した計画となっております。

続きまして、農業分野の展開イメージについてご説明させていただきます。25、26ページの方をお願いいたします。

農業分野では「地域で暮らし稼げる農業」を目指す姿に掲げて、生産、流通販売、そしてそれを支える担い手の確保・育成の三つの取り組みをさらに強化しまして、農業の「拡大再生産」に向けた好循環を実現するために様々な施策を進めているところでございます。

全体的な視点で見ていただきますと、真ん中より上の段、緑色の大きな枠囲み、柱1、2

の取り組みによりまして「生産を強化」し、そして右下のオレンジ色の枠囲み、柱の3の取り組みにより、増産された農産物をしっかり売っていくことで「所得の向上」を図り、そしてそれを左の赤の枠囲み、柱の4の取り組みにより、「担い手の確保と経営体の強化」につなげていくことで、さらにまたそれを上の生産の強化につなげていく。こうした好循環を実現していく、そうした戦略で進めているところでございます。

また、真ん中でございますけれども、柱の5、施設園芸を核として、食品加工や直販所、レストラン等の関連産業を集積させて、より多くの雇用を生み出す、地域に根差した「農業クラスター」の形成にも新たに取り組んでいるところでございます。

それでは、第3期産業振興計画（農業分野）について、本年度の取り組み状況からご説明させていただきます。お手数ですが、資料が変わりまして、資料1の方をお願いいたします。1ページの方をお願いいたします。

この資料は、第3期産業振興計画に掲げる柱ごとの戦略目標について、4年目の目標とH28の到達目標、その目標に対する今年度4月から12月までの進捗状況などを取りまとめた資料になってございます。

主な戦略目標ごとに、表の真ん中ほど「H28到達目標に対する現状」という欄があるんですけれども、それに沿ってご説明させていただきます。

まず戦略の柱1のところですが、「生産力の向上と高付加価値化による産地の強化」の「次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進」でございまして、「①導入7品目の出荷量」につきましても、園芸連に出荷されるナス、キュウリ、トマトなど、本県主要7品目の数量になってございます。昨年7月から9月までの出荷量は、4万8,724トンとなっております。特にキュウリにおきまして、天候不順に伴い収量減となっております、出荷量では前年を7%ほど下回っております。全体でも前年度同期の98%と、若干下回っている状況となっております。従いまして、左から3列目にありますH28の目標値8万1000トンの達成は少し厳しい状態となっております。

次に、また「②次世代型ハウスの整備促進」につきましても、国の事業を積極的に活用するなど、普及を進めてまいりました結果、平成28年度中に整備が完了する面積は7.8haとなっております。目標値であります9.7haの部分は下回っておりますけれども、次年度に向けまして、企業参入に伴うハウスの整備がすでに進められておりまして、県の補助事業における各市町村からの申請もさらに増加する見込みになってございますので、平成29年度には、来年度には、今年度を上回る約13haのハウス整備が見込まれているところでございます。

次に、その下の欄、「安全・安心・高品質で選ばれる園芸品の生産」でございまして、「①天敵利用による害虫防除技術の導入面積率」と「②省力的病害防除技術の導入面積率」を目標として掲げております。真ん中ほどの表の中では、IPM虫害版とIPM病害版という表記をしておりますけれども、平成28年度の進捗状況は、前者で、施設キュウリが38%、施設カンキツが12%、後者では、施設ナスが6%となるなど、一部H28の目標値に

は届いてないものもございますけども、4年後の目標達成に向け、概ね順調に導入が進んでいるところでございます。

続いて、2ページの方をお願いいたします。

戦略の柱2のところの「中山間地域の農業を支える仕組みの再構築」の上から二つ目の欄になりますけども、「中山間農業複合経営拠点の整備数」につきましては、県内を五つの会場に分けて、ワークショップ形式で構想案の作成のセミナーなどを開催しまして、取り組みを推進した結果、今年度11拠点が整備される見込みとなっており、目標としておりました整備数8を上回る見込みとなっております。

次に3の「流通・販売の支援強化」の「①委託先卸売会社を通じた業務需要青果物の取引金額」につきましては、10月末調査時点で約8千万となっております。調査時点で未集計のものがございまして、やや低い数字となっておりますけれども、未集計のものを除いて、前年度と比較しますと、平成28年度は前年同期比で156%で推移しておりまして、昨年度を上回る実績となる見込みでございます。

また、「②加工専用素材の供給品目数」では、現在、キャベツ、葉わさび、カットネギの3品目が加工専用素材として供給されております。さらに、県内企業やJAグループ、集落営農組織と連携して、新たな加工野菜の施策に取り組んでいるところでございます。

続きまして、3ページの方をお願いいたします。

戦略の柱4の「生産を支える担い手の確保・育成」の「新規就農者数」につきましては、平成28年6月1日までの1年間の新規就農者数が270人となっております。H28の到達目標のところには320という記載がございますけども、これは、平成28年度、つまり今年の4月1日から今年の3月31日までの1年間の数値目標となっておりまして、少し実績にお示ししております270人とは積算の期間が若干違っておりますけども、引き続き320人の確保に向けまして、産地提案型担い手確保対策の強化などに取り組んでまいります。

次に5の「地域に根差した農業クラスターの形成」につきましては、これまで四万十町や日高村など県内5カ所でプロジェクトを進めてまいりましたが、本年度、新たに、「いの町生姜生産・販売拡大プロジェクト」と「四万十町クリクラスター構想」の二つが加わりまして、現在七つのプロジェクトについて取り組みを進めております。先月の5日には、クラスター計画について具体的な方向性などを示しております、クラスタープランというものがございまして、それを日高村で策定しております。今後は各地域でこのプランの策定が各地で進んでいく予定でございます。

なお、この資料の4～13ページにつきましては、具体的な取組内容を記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

取組状況については以上でございます。

引き続き、平成29年度の改訂のポイントにつきまして、説明させていただきます。

資料が変わりまして、資料2の方をお願いいたします。資料2の1ページですが、先ほどパンフレットで説明させていただきました第3期計画を平成29年度版に改訂したものでござ

います。取り組みをさらに強化しております。新たに取り組むものや拡充したものにつきましては、図の中で「まる新」や「まる拡」と記載しております。今回は、次のページ以降の資料に沿って、主なものをご説明させていただきます。

それでは3ページの方をお願いいたします。

「環境制御技術の普及促進について」でございますが、農産物の増収に効果があり、農家の所得向上につながる技術としまして、環境制御技術の普及促進を、まさに一丁目一番地の取り組みとして進めているところでございます。

平成28年度の普及見込み、導入面積は、資料左側の真ん中上くらいにある表のところがございますけれども、ナス・ピーマン・トマトなどの本県野菜の主要7品目におきまして、21%となっております。

これは目標としておりました25%に少し届いておりませんが、今年度、新たに技術を導入された方を対象としたアンケート結果では、「すでに導入している農家の勧めがあった」または「近隣農家の成功事例をみて」という回答が多数寄せられておりますことから、次年度におきましては、こうした農家の気運の高まりを逃すことなく、より一層の普及の加速化を図ってまいりたいと考えております。

また、新たな取り組みといたしまして、農機具メーカーやハウスメーカー方々から直接農家の皆様にダイレクトに情報提供をお願いするなど連携をいたしまして、さらなる技術の普及推進をしてまいりたいと考えております。

次に4ページの方をお願いいたします。

「次世代型ハウスの普及促進について」でございます。

次世代型ハウスにつきましては、環境制御技術の普及促進と併せまして、「次世代型こうち新施設園芸システム」の中核をなす取り組みとして、整備促進を図ってまいりました。本年度の取り組みに関しましては、すでにご説明させていただいたとおりであり、順調に進んでいるところでございます。平成29年度は、1haを超える大規模なハウスの整備も予定されておきまして、引き続き、国の事業も活用しながら、さらなる普及拡大に取り組んでまいります。29年度はこの表の左の方に少し書いてございます。

続きまして、少し飛びますけれども、7ページの方をお願いいたします。

「新たな食肉センターの整備の推進について」でございます。

高知市の海老ノ丸にございました高知県広域食肉センターの施設が老朽化している現状とその必要性などを踏まえまして、市町村や関係団体、生産者の代表などで構成する「高知県新食肉センター整備検討会」を立ち上げて、今後の施設整備などについて検討を開始しているところでございます。

食肉センターは、いわゆる川上、川中、川下の取り組みを好循環させて、拡大再生産につなげていく重要な役割を担っております。また、この表の左下の方に書いてございますけれども、「県内食肉センターの必要性」の欄でございますが、県内の食肉センターがもし廃止となった場合、県外出荷となって生産者の輸送コストが負担増になったり、輸送に伴う

品質低下などで枝肉価格の低下の恐れがあります。そうしたことから、食肉センターは県内の畜産振興のために必要不可欠な施設であり、県内に存続させるべきものと考えております。

次年度は新たに産業振計画の中にしっかり位置付けて、HACCP 対応も含めた食肉処理の高度化を検討するなど、新たな食肉センターのあり方について議論をさらに深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に 10 ページの方をお願いいたします。

「中山間農業複合経営拠点の整備推進について」でございます。

先ほどもご説明いたしましたとおり、今年度はワークショップ形式で構想案づくりなどに取り組みました結果、資料の上段の中ほどの表に記載をしてございますけれども、今年度、新たに 7 地区が取り組むこととなりました。さらに、平成 29 年度には、4 地区が実施を予定しております。すでに 27 年度実施済の 4 地区と合わせますと、県内 15 地区に取り組みが拡大する見込みでございます。このほか、セミナーの開催を通じまして、取り組み意欲を示しておられます地区もでございますので、個別訪問による構想実現に向けた働きかけなど、継続した支援を行ってまいります。

今後は、資料の上段右側の「拡充のポイント」の欄に記載しておりますとおり、経営コンサルタントの活用など、経営強化に向けた支援の充実や庭先集荷を行うための支援のメニューを拡充するなど支援を強化してまいります。

次に続きまして、13 ページをお願いいたします。

「女性の活躍促進について」でございます。

本県の農業をさらに発展させていくためには、本県の農業就業人口の約 4 割を占めております女性農業者の能力を最大限に生かせる環境整備が不可欠であると考えております。資料の左側の上の方の図 1 に記載をしてございますとおり、女性が参画している経営体は販売額が大きいというデータもございまして、実際に女性農業者の方々からも、「男性農業者の経営のパートナーとして経営に参画したい」あるいは「女性向けの機械講習会を希望する」などの声が寄せられているところであります。そのため、選択制の農業セミナーを、「はちきん農業大学」と名打って開設しまして、経営感覚と実践力を備えた女性農業者の育成を図ってまいります。

具体的な内容としましては、入学から卒業までの期間を 2 年間として、その間に必修講座や選択講座、アシストスーツの試用などの実習や先進事例の調査などの課外ゼミを自由に選択して、単位を取得していただきます。また、卒業される際には、2 年間の学習の成果発表の場として「卒業論文発表会」を開催し、特に優秀な卒業論文につきましては、全国コンクールに推薦させていただきたいと考えているところでございます。そして、晴れて卒業された方は「女性農業経営マイスター」として、認定させていただこうと考えております。

こうした取り組みによりまして、女性農業者が積極的に農業経営に参画できるように後

押ししてまいりますとともに、農業者同士の交流を促進することで、さらに家族経営体の発展や地域農業の課題解決につなげていきたいと考えております。

続きまして、14 ページをお願いいたします。

「労働力を確保する仕組みの構築について」でございます。

資料の左上、「現状・課題」の欄に記載してございますとおり、園芸農家の約 4 割で労働力不足が発生しております。これが、農業の拡大再生産のボトルネックとなつてございます。そのため、右側の「対策」の欄でございますが、求人・求職者のマッチングの推進と地域間での労働力を補完する仕組みの構築に取り組んでまいります。

まず、一つ目の求人・求職者のマッチングの推進につきましては、新聞折り込みや大学・専門学校などへのアルバイトの募集、地域内企業への働きかけなど、求職者の掘り起こしに取り組むとともに、JA の無料職業紹介所等が中心となつて、そうした情報と農家の方々のニーズとのマッチングを支援してまいります。

また、地域間での労働力を補完する仕組みの構築としまして、地域間での連携を県が積極的に支援していく必要がありますことから、資料の下段の中ほどに記載しておりますとおり、県と JA 高知中央会、高知県農業会議で組織します、仮称ではございますが、「援農者確保対策協議会」を新たに立ち上げて、求職者の情報を登録するサイトの立ち上げや求人・求職情報の掘り起こしとマッチングなど、地域をまたぐ労働力の調整に努めてまいります。

続きまして、長くなっておりますが、最後に 15 ページをお願いいたします。

「農業クラスターの形成についての取り組み」でございます。

今回新たに追加されました二つのプロジェクトについて簡単にご説明させていただきます。

まず、真ん中ほどの上の方ですけれども、農の⑥「いの町生姜生産・販売拡大プロジェクト」では、いの町の既存の生姜生産農家を中心としまして生産の拡大を図るとともに、生姜の集出荷の高度化と併せて、地元の加工業者や直販所、道の駅などが連携して、クラスター化を目指してまいります。また、いの町では、現在、地元の商工会や飲食店が中心となつて、「いの生姜焼き街道」の取り組みも進められておりますことから、こうした取り組みと連携しまして、「食」を目的とした観光振興にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、農の⑦と書いてあるところ、「四万十町クリクラスター構想」では、地元の生産者や JA、民間団体などで構成する栗再生プロジェクト協議会を中心としまして、生産の拡大を図るとともに、ペースト加工施設、カフェ、栗焼酎販売会社などが連携しまして、クラスター化を目指しているところでございます。

次年度に向けましては、既に進んでおります五つに加えまして、これらの七つのプロジェクトについて、関係団体との連携をさらに強化しまして、具体的な成果につなげていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(議長)

ありがとうございました。

事務局からの報告につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(西井委員)

皆さんご存知のように、2015年の規制改革会議により農協法及び農業委員会法が改正されて、その結果というか成果について、そろそろ29年頃から出てくると思うのですが、県ではどのようにとらえて、どういう具合に期待するか、お聞きしたいと思います。

(味元部長)

では、話が多岐にわたりますので、私の方からお応えいたします。まず、やはりそうした大きな流れというのは、細かに個々の中身を見てまいりますと、いろいろな意見の相違があったりとか、そういったことは多分あると思います。ただ、大きな方向観としては、農業者の所得を向上させて、そして地域地域で農業が発展をしていく、そういった方向を目指していこう、こういう大きな方向観だろうということに思います。その部分につきましては、県が産業振興計画、先ほどからご説明もしてきましたその大きな方向観と異なるものではないと考えております。

ただ、個々具体的に、進む方向性とか、その辺りにつきましては、若干、私どもと考え方が少し異なる点が正直あるといえはると考えております。それから、例えば、中央会会長さんもいらっしゃるんですけど、JAグループの皆様方のものとも少し異なるということは事実だろうと思います。ただ、先ほど申しました同じ方向観、目指していくところというのは異なるものではないと、このように思いますので、いろいろな進め方につきましては、さまざまな議論を尽くしながらということになるだろうと思いますけども、それぞれのいろいろなお考えのもとに、調整しながら進んでいくと、こういうことが必要ではないだろうかと思っております。

そうした中で、高知県の中で見ました場合には、県と例えばJAグループ、JAグループは非常に大きな分野を担っておられる、多くの関係者いらっしゃいますけども、ご説明申し上げました産業振興計画を進めていくためには、県と、県だけではなくもちろん市町村ということも含めてのことですけども、行政とやはりJAグループの皆様とが、同じ方向観を持って一体となって進んでいくと、このことが大変重要になってくると思っております。例えば、知事が県議会でも常々申し上げておりますけれども、JAグループは農業振興を進めていくうえでの大変重要なパートナーであると思っております。そのため、JAも一体となって進めていくと、こういうことをずっと知事も公言いたしておりますし、私どももそういう視点に立って、何ができるのか、何がどうやったら一体的にやっていけるのか、

そういったものを一緒になって考えていく、こういうことで取り組まさせていただいておりますので、そうした方向観でいくことによって良い方向に行くのではないかと考えております。

それからまた個々、またあとで少しご議論もしていただければと思っておりますけれども、個々の施策につきましても、いろいろ意見交換をそれぞれの段階でさせていただきながら、取り組みをしております。今回いくつか、バージョンアップのポイントとしてご説明させていただきました中身につきましても、生産現場でも意見交換を行っておりますし、例えば、私ども県庁と中央会といった、そういうレベルでも意見交換をさせていただきながら、すり合わせをさせていただきながら進んでいると、私どもは考えておりますので、そうした面でも同じ方向を向いて一緒に、良い形である意味進んでいるのではないかと考えております。

ただ、より具体性を持たせて、あるいは成果を求めてやっていく中では意見の対立がもしかしたらあるかも分かりませんが、そこは喧々諤々にやらせていただきながら、やっていけば良い方向に行くのではないかとこの風に考えております。ですから、ちょっとお答えになってないかも分かりませんが、そのようなスタンスで私たちは取り組ませていただいております。

(西井委員)

農協にしましても、それから農業委員会、農業会議にしましてもそれぞれ新しく事業を考えて取り組んでいると思うんですが、その成果について、県はどのようなことをしているのかお聞きしたい。

(味元部長)

私からお答えをするのは正確なお答えができるか分かりませんが、例えば、一連の農業改革、それがもしかしたら農業全体というよりは、農協をどうしていくかみたいな議論になっているんじゃないかというようなご意見が多々あると承知をしております。そういった中で、意見がすり合わない部分がある意味、対立をする部分というのはもしかしたら、まだそのままに残っている状況があるのかも分かりませんが、ただ、先ほど申しましたような、例えば高知県の中で農業をどうしていくか、こういう視点の中では、JAグループの皆様の中でも、自己改革という視点でさまざまな取り組みをさせていただいていると聞いております。最近、新聞にも出ておりましたけれども、県域JAに向けた取り組みということずっと議論し、15JAが全て参加ということには残念ながらなりませんでしたが、15JAのうち12JA、そして中央会、連合会を含めて移管をして、そしてそれをまた、県域JAというものを起ち上げて、農業者に対するさまざまな支援策をきちっと残していく、そういう取り組みを進めていただいていると思っております。

これから第一歩動き出す形ができあがるまでには、あと2年、時間がございましてけれど

も、この間、十分な議論を尽くしていただきながら、いいところは伸ばしていくようなビジョンを持って、いろいろとご心配に思われている方も多分たくさんいらっしゃると思いますが、そういうところについては、十分議論を尽くして、少しでも営農できるような取り組み、そんなことをきちっと進めていくことによって、いい方向に進んでいくのではないかと私どもとしては評価してございますし、また、県としても可能な限りご支援を申し上げると、そういうスタンスで取り組んでいきたいと思っております。久岡会長さんを前にして、言いにくいところもありますけれど、そのようなスタンスで取り組まさせていただきますと思っています。

(議長)

部長が非常に答えにくそうに答えていましたけど、西井委員からの質問、最初の質問に関しては、まったく農協法の改正によって農業所得が増大したり、農業政策が増大したりするような改正の内容にはなっておりません。目指すのは農業生産力をアップすることですが、法改正の中身はまったくそういう中身になっておりませんので、県のお答えも答えにくい内容であろうと思っております。農業会議もたぶん同じだと思います。現場の混乱はあっても、そのことによって目指すべきものに近づいてないのではないかと思います。

(西井委員)

それでは、農業委員会の委員が公選制から任命制になりまして、かつ、農地利用推進、そういうのができまして、私が言いたいのは、耕作放棄地とか、そういうものの土地の活用、それについてちょっと出てるのかなと思ったんですけども、何かありますでしょうか。

(味元部長)

私の方から答えさせていただきます。

農業委員会の公選制、少し制度が異なりましたので、その辺りはどうやっていくかということになろうかと思えます。それから、委員の数につきましても、できるだけ小さい規模でできる、そういう形でやっつけよう。方向観については、決して間違っているとは私どもは思っておりません。

そのような中で、一番、私どもも現場でいろいろと話して思いますが、やはり農地の扱い、ご質問にもございましたけど、農地を本当に実際に活用したい方、やりたい方をいかに集約していくかということが大変重要なテーマだろうと思っております。先ほどからご説明をしてきました産業振興計画の取り組み、生産を拡大するという取り組みについても、意欲はあるんだけど土地が確保できない。だから結果としてできないという方がたくさんいらっしゃるという、そういう実態があるかと思えます。

一方で、土地を、例えば私もそうなんですけど、親から引き継いでいる。しかし、自分

は農業ができないがこれを実際にそういう管理してくれる人がいない。さあ、困った。こういう状況がある。お互い困っているんだけど、そこを上手くつないでいない。それを上手くつなげば、すごく良くなるんだけどな。こういうところがあると思います。それをきちっとつないでやっていくために、農地中間管理機構というものを作って、その事業をやっております。残念ながら、なかなかこれは進んでいないと思います。その中で、これを上手く進めていくためには、地域の実情をきっちり理解して、人望のある方がそういう仲介をする。そういった形でつなげていくことで、さきほど申し上げたようなことの問題を解決できるのではないかとということをずっと議論してまいりました。

そうした中で、先ほどお話がございましたが、農業委員会の改革の中で、私どもが少し期待しておりますのは、農地の最適化推進委員、地域でそういったいろんな実情を知っておられる方が、地域の農業者の方のお話もお伺いをし、就農、農業したいと、このように拡大してやりたいといったような方のお話もお聞きをし、そういう方にきっちりつないでいく役割を担っていただける、そういった役割もたぶん担っていただけるだろうと思っております。そういう意味で、農地中間管理機構、それから農業委員会と連携をすることによって、先ほど申し上げましたものが上手く転がっていくのではないかと、進んでいくのではないかと、といった期待を少し持っておりますし、また、そういうふうな形に進むように、取り組んでいきたいと思っております。

いろいろなご評価があろうとは思いますが、今回、こういう形になったものについて、いい方向に転がるように、進んでいくように、私どもとしてはバックアップしてまいりたいと思っておりますし、農地中間管理機構の方からもいろんな委員会に対する問いかけといったものをしていきたいと思っております。

(西井委員)

人・農地プランがどうなったのか、それは一言も出てませんが、その辺はどう考えていますか。

(農地・担い手対策課 西窪補佐)

農地・担い手対策課の西窪でございます。

人・農地プランについては、県下で210のプランができております。これも言われるとおり、まだまだ不十分なところでございます。そういった部分も含めて、今の農地最適化推進委員さんと連携しながら、そのプランを、地域の農地を守っていくという話し合いをしながら、位置付けをしていかななくてはいけないかなと考えておりますし、それぞれの市町村の方で事務をやっていただいておりますが、人・農地プランについては年間に最低1回、皆様と話し合いをしながら、その中で、地域に居続ける担い手をどうしていくのか、農地を出していく方をどうしていくのかといった話し合いをしながら進めていくということになっております。それで、その中にも、この間もお話がありました農業委員さんの方

もそれぞれ積極的に関わっていただくと。当然入っていただいているわけですが、そういったことも農業委員としてもやっていく意思表示もしていただいております。

そういったことも含めて、人・農地プランの充実をしながら、農地中間管理機構と連携しながら、担い手によって農地を集積していくといった方向を整備できたらと考えています。

(西井委員)

ありがとうございます。その辺のところはちょっと見えたらと思います。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(高松委員)

安芸の方でナスを作っております高松と言いますが、この資料の4ページ、5ページ、普及指導員やJAの営農指導員が大体2年交代、転職、内部で代わったり、それから畑違いの人が営業所に回ったりということがあります。それはやはり、しっかりと引継をしてから県の普及所の異動ができるようにしなければいけないと思います。途中で交替とかいうことだけはできるだけ止めていただきたい。まだ習いたい、もっと現場にいて指導してもらいたいという声が聞こえておりますので、異動というか、指導の取り組み、勝手に異動させないようにできないものか。

(西本副部長)

高松さん、どうもありがとうございます。

普及員の人事異動につきましては、ご存知のように県内5つの振興センターと4つの普及所がございます。それぞれ地域によって特色のある品目であったり、技術だったりがあります。基本的に普及委員の技術というのは、地域の皆さんと一緒に向上していくというようなことですが、長くそこにいますと、次の任地での技術の応用が利かないといったこともございます。若手を中心に最近、普及員が指導をしておりますが、一定の期間の中で、皆さんと親しくさせていただく中で技術も、それから経営に関するいろんなノウハウも身につけながら、ともに向上していくという基本的なスタイルの中で、普及員さんのご本人の意向も踏まえた人の配置を考えておりますので、その辺はある意味、大きな目で見させていただきながら、人の配置も受け入れていただければというふうに思います。十分、その辺はわれわれも考えた中で人の配置をするということを入れていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(議長)

農協の方も一生懸命育てておりますので、最近は農協のいろんな指導員と、それから普及員と研修を合同でやったんですね。だから、そういう意味で本当に一体となって技術を向上させていくよう取り組んでおります。なお、一番人材が育つのは、農家の人によって思っておりますので、よろしく願いいたします。

(門田委員)

資料2の2ページ、「農業・次世代型ハウスの普及促進」ですが、初めて聞いた時には、次世代型ハウス、本当に高知にこれほど建つとは思っておりませんでした。この間も南国で落成式があったと聞きまして、どんどん前に進んでいるのが目に見えて分かって、すごいことだなと思って見ております。しかしながら、何と言えはいいのかわかりませんが、個人ではなくて、法人とか、個人がやっている法人がまず順番に来て、ひょっとしたら、この14となっているところは自主資本となっているので、ここは個人なのかなと思いました。順番に29年度とかも建つ予定になっていますが、やはり個人的なものではないところばかりで、個人の法人、個人で法人を起ち上げている人とかに対して普及が進んでいるのかどうか、それともやはり、そういうものではなく、企業など違うところでいっているのか。多少は今後、個人でも努力していくような形に進んでいくのかなど、なかなかハウスも高いものなので、ちょっと気になったところがございます。

それと13ページの女性のところです。今日、私も資料が3回目見させていただきまして、見るたびにレベルアップしているな、内容が充実しているなど、大変煮詰まってきたなと思ひまして、最初見た時には1年間みたいな感じで、講習はどこ取ってもいいよみたいな感じだったんですが、2回目に見た時は2年間で、入学式から卒業式まであるみたいな、単位制みたいな感じで書かれていて、今回は卒業論文発表会というかありまして、これを見たときに、この最後まで卒業式まであるとなったら、ちょっとここだけ聞きにいいかなと思った人が、なかなか今度は逆に踏み込めないところまで行ってしまったなと思ひました。そこまで若い人らにはやってもらいたいんですが、このカリキュラムだけ来て構いませんよみたいな窓口を拡げたやり方でやっていただけたらと思ひます。最初200人くらいだった定員が今回300人になっておりますので、間口を拡げるような形もありですよみたいな形をしたら、人が集まるかなと思ひて拝見いたしました。

(産地・流通支援課 岡林企画監)

ご意見どうもありがとうございます。

まず、次世代ハウスの方ですけれども、1番の四万十の団地は企業になります。しかしながら、企業言ひましても、一つはみはら菜園ですし、もう一つは四万十町の地元の養鶏業者さんが中心となり起ち上げた企業になります。2番も会社になります。個人ですが、3番、4番、5番、それから7番は個人の農家さんですが、こちらのモデル事業の要件が、個

人で農業法人になってくださいという要件にしておりますので、個人の農家が農業法人になってチャレンジしていただいたと。6番は西島園芸団地さんですから、会社になります。8番は南国スタイルさんになります。9番～13番は全部個人の農家さんになります。11番、9番は個人ですけど、農業法人になっています。10、12、13は個人の農家のままでできるようになってます。14番は自主施工、これはお隣にいらっしゃいます全農さんでございます。15番は、これは企業が今度新たに参加、日高村の部会に入って参入してくれましたので、企業さんが建てる予定になっています。16番の方は個人の農家の方。結構、園芸用ハウスは旧のレンタルハウスでやるケースは全部個人の農家さんなので、どちらかというよりは個人個人の農家さんが多いです。ただ、四万十みたいに2haとか1haを超える規模になるとなかなか個人の農家さんでは農業法人になっても、補助金が入っても、億の単位の設備投資になります。だから、100人を雇用するような園芸団地というのは個人ではできないところがあって、企業さんのお力を借りてやる、地元に入ってもらってやるというパターンになりますが、通常の50aぐらいまでの次世代型ハウスになれば、個人でされる方が多いです。

ただ、われわれの思いとしては、個人の農家さんであっても、後継者を育てられる、それから地域で雇用を生み出せるというように農業法人になっていただいて、地域の人の雇用も増やしながら、また、次世代の若者を育てながら、のれん分けしてもらえるような、億が稼げる農業法人みたいなものを高知県ももうちょっと増やして、地域地域にそういう農業法人が頑張るといような地域にしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

あと、ハウスが高いというのは事実でして、先日もちょっとメーカーとも話し合いもしたりしているんですけど、やはりコストが上がっている、それから人件費が上がっているという状況ですので、年々見積もり価格が高くなったりしていますが、何とか農協さんと協力して、ハウスを1軒ずつ入札するのではなくて、まとめて入札するとか、施工時期を一時期に固まらないように年間通じて、分散してハウスを建ててもらえるような、そういう取り組みをする等して、一定、下げる努力を全農さんやJAさんと協力してやっておりますので、われわれも認識して、ちょっとでも安く良いハウスが県下に建てられるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

(環境農業推進課 松村課長)

ご意見ありがとうございます。

資料13ページになりますが、女性の活躍促進、はちきん農業大学についてご意見を賜りました。ちょっと真ん中の欄に実施体制、久岡会長に学長をやっていただくように体制整備、また肝心の中身のカリキュラム、これを女性の農業者の皆様はじめ、現場の普及指導員の協力やカリキュラムに魅力ある、また地域に役立つような内容になるというのを、現在ご意見を伺いながら、立てているところでございます。

その中で入学から卒業までのスケジュール、これはあくまでセミナー方式のバーチャルな大学ということで、内容的にはかなり自由度を持たせた形で進めてまいりたいと思っております。特に、受講生募集で入学式、開校式という中に、緑で「輝く女性チャレンジプラン」と名前はこう書いてありますけれども、例えばどういうものを期待して、このはちきん農業大学に参加してこられるのか、また自分がこれを受けることによってどういう分野を勉強したいのか、こういう簡単な自分の思いというものをちょっと活字にさせていただく、そしていろんな県域セミナー、そして地域で実施する「支部校」と書いておりますが、地域会場で実施するもの、そういう必修、選択合わせまして、皆さんの希望する自分の将来像、または自分の経営の未来像、これに基づいて、こういうのを勉強したいというのを選んでいただくような形にとってございます。また、必修とか実習、課外ゼミとか、いろいろな多彩な内容も盛り込んで、特に参加される皆様から、こういうことを勉強したいと、こういうところに行ってみたいと、こういう人の話を聞きたいとのを十分話を聞きながらカリキュラムを組んでいきたいと思っております。

そして、あまりがちがちにはせずに、はちきん農業大学、上の方に赤い字がありまして、左から「対象」「目的」「特徴」と書いてございます。この「特徴」の欄に、四つ目のポツになりますが、単位制、聴講制度ありということで、このカリキュラムを聴いてみたい、この先生のお話を聴いてみたい、この講座に参加したいという講座に自由に参加できるような形も取っていききたいと思っております。また、そうすることによって、これを受けることによって、真の経営のパートナーとして自ら輝いていただきたいと思いますので、例えばご夫婦での参加とか、後継者の方との参加とか、例えば近所の方で若い方がおられたりしたら、「あんたも一緒に行ってみるかよ」ということで、男性のみの参加も可能である幅広い形で参加できる形を作っていきたいと思っておりますので、ぜひ、こういうカリキュラムはやったらどうかと、ご提案もいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(議長)

よろしゅうございますか。

他にございませんでしょうか。

(西岡委員)

県生協蓮の西岡です。一つ質問ですが、新規就農者が270人おられるということですが、これはなかなか難しいかも分かりませんが、離農者は1年間にどのくらいおられるのだらうと思えます。というのは、大幅に離農者が上回っておりますと、高知県の農業というのは先細りであります。そんな集計があれば教えていただければなというふうに思います。

二つ目は労働力不足のことがあって、別にこれは農業だけではなくて、全産業で労働力

不足となっています。先日、私ども全国の生協の集まりがありまして、その中で今、全国の生協って約 2,000 人、人が不足しているということが起こっています。高知でも若干ですけど、例えば大阪の生協では 60 人、外部に委託をして、それがようやりませんという、60 人分全部仕事を返されて、本部職員も含めて、皆が大変で配達に回っていると。そんなことも言われておりました。なかなかやはりこの労働力不足が特に農業分野に不足すると、離農者と同じで、これもまた先細りということがあろうかというふうに思います。実際、こう今の農業現場で、実態というのはどんなことが起こっているのかということを知りたいのであればちょっとお聞かせいただければまた参考になろうかなというふうに思います。

ある事例なのですが、ちょっと暇になになった中四国の者が、それぞれの中四国の県を回って、それぞれの県の酒を持ち寄って飲む会というのを作っておりまして、先日、私らは徳島でやったんです。西岡市長、先ほど、ダバダを持っていきまして、大いに気に入っていただき、飲んでいただきました。ダバダものすごい皆さん気に入っていただいて、こんな県外に、高知にこんな美味しい焼酎があるのかということで、ぜひ、直接注文したいと言われました。ですから、そういう中山間地域の中でも良い商品があれば、本当に広めていくことができるということがあろうかなと思いますので、そんなことも一つ、広まっていければいいかなというふうに思ったところです。

三つ目が、7 ページに「新たな食肉センターを整備する」ということがあるんですが、私、委員をやらせていただいております、一番最初の会の時も私、それから 2 回目には、四万十町の整備も、振興計画はあるけれど、やはり 10 年後、20 年後のビジョンがないと、なかなか若い方が、じゃあそしたら一生の仕事にして畜産に、例えば、あかうしにということにはならないのではないかとということが出されておりました。

ただ、現在語られているのは現状でして、例えば、7 ページの下で言いますと、10 年後に約 4,000 頭をカバーするという計画があります。そういうことをやはり、皆さん知らないかもしれませんが、常々の対応というのは必要じゃないかなと思います。

こういうことをきちんと委員会に共有するというのと、できたら 20 年後ぐらいの県としてのビジョンを持っていただいて、ビジョンですから、それに基づいてローリングしながら修正すればいいということですから、そんなことも会の中で語られれば、もっとスムーズに議論できるんじゃないかなというふうに、私思いました。ちょっと 10 年後にあかうしを倍加するというのは、初めてちょっと知ったものですから、そんなことも考え、委員会に出されると前向きな発展もかみ合わせて議論ができるかなと思いました。以上です。

(農地・担い手振興課 西窪補佐)

農地・担い手対策課、西窪でございます。

最初、離農者数のお話がありました。新規就農者については、先ほど申しましたとおり、1 年間で 270 人ということで、その時期と一緒に合わせて、過去 5 年間に就農した方がどうなったかというのを、名簿がありますので、それを基して調査しております。その調査

を見てみますと、直近のデータでいきますと、約 10%、5 年間経ちますとちなみに 300 ぐらいの方が就農したという形になるんですけど、その中の 10%程度、100 人ぐらいが離農しているのかなというふうなところがございます。それは 1 点目でございます。

それから、労働力の方で実態はどうかということ、地域の実態はどうかかなというお話がありました。その中で、先ほど、最初にお話がありました、園芸農家の 40%で労働力が足りないというようなことがデータとしてあるということ。これは昨年、現場の普及所と、それから農協の職員さん、一緒になって 340 人程度の園芸農家さんに聞いたというところで、現場では 40%ぐらいの農家が労働力不足を感じているというところがございます。

その中で、どんな作業が例えば足りないのかというふうなことを、各地域地域でプロジェクトチームを作って、その中で、例えばナスやったらどんな時期に、どれくらい足りないのみたいな話を今、しながら進めておるところでありまして、例えば安芸でいきますと、やはりナスの収穫、暖かくなってきましたと収量がどんどん増えてきますので、そういった時期の収穫作業であるとか、それから定植、苗を植えるといった作業、そういったところで労働力が足りないであるとか、それから文旦なんかでありますと、例えば受粉の時期だとか、人工授粉しますので、その時期に人が足りないだとか、それから収穫ですね。そういった時期が足りない。やはり地域地域によって足りない時期とか人数、産地でどこが足りないのみたいなニーズがまちまちな部分がありますので、そういった地域の中で、県域でこうフォローする仕組みを作りながら、地域地域でどういうニーズが足りないのといったものを県がデータで管理をして、不足するものを足していくというようなことを現在考えております。以上です。

(畜産振興課 谷本課長)

畜産振興課、谷本です。食肉センター整備の関係でご発言があったかと思えます。生産ビジョンをとということで、前回そういったご意見をいただいたところです。土佐あかうしもそうですけれど、肉用牛に関しては産業振興計画で 4 年間の計画を立てているのですけれど、生産者の皆さんに 10 年間のご意向を聞いて計画を立てたということです。やはり今、子牛価格、枝肉が非常に好調で、生産に追われているということで、一旦少なくなっておりますけれども、あかうしを増やす、あるいは次世代牛を増やすということをしつかりと行いながら、生産をバックアップしていきたいと思っておりますし、併せて地産外商の方も進めて、これが拡大再生産に通じているということで、先ほど委員のお話もありましたように、現在の頭数から平成 34 年には倍にしていくというような計画をしつかり実現をしていきたいと思っておりますし、さらにその方法につきまして、しつかりと需要を開発しながら、減らさないで、どんどんどんどん増やしていくという取り組みを進めていきたいと思っております。

養豚につきましても、同じような考え方で進めていきたいと思っておりますし、こういったことをまとめたうえで、次回の整備検討会にご説明していきたいというふうに考えてござい

ます。

(農地・担い手対策課 西窪補佐)

すいません。先ほど私、離農率のところ、誤解していたかもしれません。先ほど、新規就農された方がどれくらい定着しなかったのかということで、お答えさせていただきました。県全体で、県農業のことを考えていきますと、先ほどの話の中で、320というのが新規就農者。高知県の農業を維持して発展していくためには320人が必要であると考えております。その考え方というのが、農家は減っておりますので、その分の減っている分を補いながら、今の産業振興計画でやはり拡大したいといった部分を、両方、そのギャップを埋めるといった部分で320人ということを考えております。その人数を確保できれば県の産振計画にあるような目標数値を達成できる、そこを埋めるのに必要な人数かなというふうに思っております。

(議長)

ありがとうございました。

皆さん、まだまだご意見もあろうと思いますが、時間の都合もございます。一旦、切らせていただきたいと思います。休憩を取らせていただきます。

<休憩>

(議長)

それでは、後半の会議に先立ちまして、事務局より後半から出席する職員の紹介があるとのことですのでお願いいたします。

<林業振興・環境部 田所部長の紹介>

(議長)

ありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思います。

報告事項の二つ目、「産業振興計画（林業分野）」について、事務局より報告を受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【 産業振興計画（林業分野）について 】

(林業環境政策課 上岡課長)

林業振興・環境部でございます。

それでは、私の方から林業分野の取り組みにつきまして説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、林業分野におきましては、「山で若者が働く、全国有数の国産材産地」を目指しまして、本県の豊かな森林資源を余すことなく活用するということを基本といたしまして、取り組みを進めているところでございます。

それでは、林業分野におきます事業につきましてご説明いたしますが、資料の3「第3期産業振興計画（林業分野）の取組状況等について」の1ページ目をお開きください。ここには「各産業分野で掲げた4年後の目標達成に向けた確認資料（林業分野）」と書いてございますが、資料の上段にございますように、林業分野を代表する2つの大きな目標を記載しております。

1つは「原木生産量」で、平成26年の61万 m^3 から4年後の平成31年には78万 m^3 以上にすること。

二つ目といたしまして「木材・木製品製造品出荷額等」を204億円から平成31年度には220億円にまで増やすということを目標としております。

この2つの大きな目標を達成するため、その下の表の左端の欄にございますが、「1 原木生産のさらなる拡大」、「2 加工体制の強化」、「3 流通販売体制の確立」、「4 木材需要の拡大」、それと次のページにございますが、「5 担い手の育成・確保」、この5つの戦略の柱を受けまして、表の中ほどにございます、「戦略目標に対するH28の重要な施策・取組」、ここにありますようなさまざまな取り組みを行っております。

それでは、戦略の柱ごとに設定いたしました目標の達成状況につきましてご説明いたします。

まず、戦略の柱の1「原木生産のさらなる拡大」についてです。

森林の集約化を行います森の工場からの原木生産量を指標といたしまして、平成28年度の到達目標を14.9万 m^3 としております。

森の工場からの原木生産量につきましては、年度が終了し実績報告があがってくるまでちょっと数字の把握ができませんことから、資料中ほどにございます「H28到達目標に対する現状」の欄には、参考値といたしまして、県森連の共販所での原木の取扱量を記載しております。

昨年9月の長雨によりまして、取扱量が一時ペースダウンいたしておりましたけど、12月までの取扱量は252,609 m^3 で、その右にございます「現状分析」の欄にあるように、前年同月比では112%と増加をしております。

次に、戦略の柱の2の「加工体制の強化」では、県産製材品の出荷量を平成28年度には24.9万 m^3 に拡大することを目標としております。

「H28到達目標に対する現状」では、昨年11月末の数値でございますが、14.9万 m^3 となっており、その右欄に記載のとおり、前年同月比では94%と、若干減少しております。

これは、須崎木材工業団地で製造されます梱包材、この出荷量が昨年から減少傾向にあることが要因だというふうに考えております。

次に「3 流通・販売体制の確立」でございます。

県産製材品の県外への出荷量を平成 28 年度には 17.7 万 m³に拡大することを目標としております。現状は、10.1 万 m³であり、前年同期の 10.7 万 m³に比べますと 94%と、先ほどの県産製材品の出荷量と同様、減少となっております。

「4 木材需要の拡大」ですが、これは木質バイオマスの利用量を平成 28 年度に 49.6 万トンに増やすことを目標としておりまして、現状は、27.2 万トンで、前年同月比で 107%と順調に増加しております。

次のページをご覧ください。

「5 担い手の確保・育成」についてでございます。

上段の林業就業者の数につきましては、まだ就業者全体の数が把握できておりませんので、「H28 到達目標に対する現状」の欄には、これも参考値といたしまして、本年度において、新たに林業に就業した方の人数を記載しております。昨年 12 月までの新規就業者が 70 人となっております、前年同期の 58 人に比べますと 2 割の増ということになっております。これは平成 27 年 4 月に開校いたしました林業学校、この第 1 期修了生が 14 人おられますが、その 14 人全員がこの県内の事業体に就職したということが大きな要因だと考えております。

下段の新規雇用者数ですが、これは製材所などの加工・流通部門など、いわゆる川下におけます新規の雇用者数で、現状は 19 人となっており、目標としておりました 15 人を上回った状況となっております。

以上が、第 3 四半期時点での戦略の柱ごとの目標達成状況でございます。

次のページ以降につきましては、戦略の柱ごとの具体的な取組状況をまとめておりますが、時間の都合もございまして説明は省略をさせていただきます。

続きまして、平成 29 年度の改訂のポイントについてご説明いたします。

資料の 4「平成 29 年の改訂のポイントについて」の 1 ページをご覧ください。

林業分野におきましては、先ほどのところで説明いたしましたが、「山で若者が働く、全国有数の国産材産地」を目指しまして、平成 29 年度もこれまでに引き続き取り組んでまいります。特にその下の方に書いてありますが、これまでの取組みで構築いたしました川上から川下までの仕組み、これを生かしまして、森林の資源を余すことなく活用するため、五つの柱建てに基づいて取り組んでまいります。

資料左上の柱 1 の「原木のさらなる拡大」から柱 5 の「担い手の育成・確保」までの各戦略の柱の主な取組みを四角で枠内に書いてございます。赤字の棒のところは平成 29 年度において事業体を拡充して取り組んだ、拡充した取組み。それと赤字で記載しておりますものにつきましては、新たな取組みとなっておりますので、本日はこの新規・拡充の取組みについてご説明をさせていただきます。

1 枚めくっていただきまして、3 ページをご覧ください。

こちらに「原木生産のさらなる拡大」について書いております。

資料左の現状の中の「これまでの取組」に書いておりますように、原木の増産と生産性

の向上を目指し、森の工場を拡大させるために、搬出間伐の推進や林道や作業道などの路網の整備、それと高性能林業機械の導入などを行いますほか、皆伐も進めてまいりました。その成果といたしまして、一番下にございますように、原木の生産量は平成 24 年の 46.5 万 m³から現在は 60 万 m³程度まで増加をしております。

一方で、これまでの取り組みで見えてきました課題といたしまして、資料の中ほどに書いておりますが、例えば現場の作業班の数に対してまして、林業機械の数が不足していることや、低質材の仕分けに必要な中間土場が確保できていないと。また、適切な路網の配置や現場に合った作業システムが導入できていない。そして最後にナンバー 7 と書いておりますが、いわゆる担い手である労働力不足が見られると、こういった課題が挙げられております。こうしたことを踏まえまして、資料の右にございますように、平成 29 年度からの新たな取り組みといたしまして、まず、効率的な生産システムの導入に向け、路網の整備の促進のため、具体的には林業事務所ごとに「林道整備促進協議会」、これはまだ仮称でございますが、こういった協議会を設置し、林道の開設を進めてまいります。この協議会におきましては、原木の増産につながる効果的な林道の整備を、関係する地元市町村や林業事業体の皆様と一緒に協議して進めることとしております。

次の高性能林業機械等の整備促進では、機械の導入をさらに促進するため、点線の枠囲みにございますように、これまで森の工場に限って林業機械の改良やレンタルに対し助成していたものを、県下全域を対象エリアに拡大することを検討しております。

次に 2 つ目の枠に書いておりますが、森林組合の生産性向上支援でございます。これは本年度から始めた事業で、作業の工程分析によるボトルネックの洗い出しと改善支援による生産性の向上に向けた取り組みです。

現在、ワーキンググループを設置いたしまして、6 つの森林組合の支援を行っており、これらの組合につきましては、29 年度も引き続き支援を行ってまいりますとともに、新たに、来年度は新たに 6 つの森林組合を追加いたしまして、個別に支援を行っていききたいというふうに考えています。

次に、4 ページをご覧ください。

「森林 GIS の機能拡充」についてでございます。

資料上段の中ほどにありますように、森林法が平成 28 年 5 月に改正をされまして、林地の集約化を進めるため、市町村が森林所有者の情報や境界の情報を一元的に取りまとめ、林業事業体などの担い手に提供する林地台帳制度、これが創設されたことに伴いまして、県の方で持っています森林 GIS、地理情報システムでございますが、この機能を拡充するというものでございます。

具体的には、その右にありますように、森林 GIS の機能拡充のポイントの②にありますように、法務局が保有する登記簿情報などの電子データを活用いたしまして、森林 GIS の森林所有者情報などの精度を向上する、最新の情報に更新するというを行いますとともに、ポイントの①にありますように、この情報を総合行政ネットワークを活用いたしま

して、市町村と共有できるようにするということでございます。これによりまして、市町村が林地台帳を整備し、森林情報を、例えば森林組合さんであるとか林業事業体、こういった方々に提供することによりまして、施業の集約化を促進していくということで考えております。

次の5ページをお願いいたします。

ここは「製材事業体に対する取組の強化」ということで書いております。

これにつきましては、資料左の「これまでの取組」にございますように、国の支援に加えまして、平成24年度から県の単独事業でございますが「県産材加工力強化事業」、これによりまして製材所の施設整備の支援を行ってきておりますが、その下のグラフをちょっとご覧いただきたいんですけども、そのグラフの赤の点線、これは製材工場の数を表しておりますが、これにつきましては年々減少しておるという状況になっております。

また、製材出荷量を表す棒グラフ、このオレンジ色の部分になりますが、これは平成25年8月に操業を開始いたしました高知おおとよ製材の製材出荷量を表しておりますが、これを除きました既存製材所の国産材製材の製品出荷量、緑の部分になりますけど、これを見ていただいたら分かると思っておりますが、年々これも減少ということになっています。

こうした状況を受けまして、製材事業体の現状の把握や、それから新たな取り組みを検討いたしますため、本年度、製材事業体55社を対象にいたしまして、ヒアリング調査を実施いたしました。

その調査で見えてきた課題といたしまして、資料の中ほどに書いてありますように、人材の育成におきましては、売上が伸び悩み、安定した収益が得られない中で人材の確保、従業員の確保がなかなか難しい。また、事業承継では、後継者がいるが継承を望まない事業体があることや、後継者がいない60歳以上の経営者の事業体が多いこと。さらには、設備投資では、販売が伸び悩む中で新たに投資するということに躊躇する事業体が多いということなどが挙げられます。

こうした課題の解決に向けまして、資料の右上にございますように、人材の育成の強化、それと付加価値の高い製材品づくり、競争力の高い製材品づくりを推進することが必要というふうに考えております。

このため、平成29年度からは、これまでの県産材加工力強化事業によります施設整備といったハード事業に加えまして、経営の安定化・拡大に向けた事業体の事業戦略づくりや人材育成といったソフト事業、ハード、ソフト両面にわたりまして支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に6ページをお願いいたします。

「木材輸出の促進について」です。

資料左上の緑色の部分の「これまでの取組」にございますように、県ではこれまで、主に韓国への輸出を進めるため、韓国について勉強するためのビジネスセミナーの開催や韓国の市場調査の実施、また、今年度の実績のところがございますが、営業や商談、それか

ら韓国のバイヤーの招へいなどの、こういった取り組みを行ってまいりました。

こうした取り組みの中で、その下にありますように「輸出の課題」にあります。そういった取り組みの中で見えてきた課題としまして、製材品については、韓国以外の新たな需要先の開拓や輸出先のニーズにマッチした製品の生産、それから輸出に取り組む県内企業の育成などが必要であること。

また、CLTにつきましても、新たな需要先の開拓や輸送コストについての調査・検討が必要と、そういった課題が見えてまいりました。

このため、輸出に向けました取り組みといたしまして、製材品につきましては、県内40の事業者が参加いたします「土佐材流通促進協議会」、この協議会を主体といたしまして、営業や商談を継続して行いますとともに、輸出仕様製品の試作やサンプル出荷、海外木材見本市への共同出展などを通して、土佐材の輸出促進を図ってまいります。

CLTにつきましては、CLT建築物の実績がございます台湾への輸出を見込みまして、日本CLT協会に委託いたしまして、市場調査を実施いたしますほか、先ほども申し上げましたように輸送コストなんかの分析、それから現地のモデル施設での活用ということを検討してまいりたいと思っております。

次に7ページをお願いします。

「非住宅建築物木造化の推進」です。

オフィスや店舗などの低層非住宅建築物の木造率、これは今現在、3割程度と低い状況にございますが、資料の右上にありますように、県ではこれまで、「こうち健康・省エネ住宅推進協議会」によりましてシングルウッドパネルという新たな木質建材がございますが、そのパネルの開発を支援してまいりましたほか、本年度は「高知県林業活性化推進協議会」、ここが行います一般流通材を活用した新たな木質材の開発、これも支援を行っております。

こうした取り組みの中で見えてきました課題といたしまして、資料の中段にございますように、施工実績のない新製品の販売を促進するためには、モデル施設の整備より、建築物の実績づくりが必要であること。また、木造化の有利性を示すためには、材料費と施工費を合わせたトータルコスト、これを把握いたしまして、製品のコストダウンや施工性の向上を図る必要があること。また、非住宅用建築物に対応した木質建材のさらなる開発が必要といったことが挙げられます。

今後こうした製品を普及させ、非住宅建築物の木造化の推進を図りますため、その下にありますように、①モデル施設の整備といたしまして、新製品を活用したモデル施設の整備を支援し、見学会を通じた普及を図りますとともに、その右の②の、書いておりますように、モデル建築物を活用した施工調査を通じたコストの把握と製品の改良、これにつきましても支援を行っていきいたいというふうに考えております。

また、③にございますように、デザイナーと連携いたしまして、デザイン性も取り入れた新たな内装材等の開発を支援し、できました製品につきましては、④にございますように、広く県内外の施主や建築士・工務店などの建築関係者に対しまして利用の提案を行

ってまいりますとともに、販売に沿った利用提案を行い、製品の販売促進につなげていき
たというふうに考えております。こうした取り組みを通じまして、非住宅建築の木造化の
推進を図ってまいります。

8 ページをお願いいたします。

「CLT 建築の需要拡大に向けた取組」でございます。

CLT の推進につきましては、これまで国に対し継続して政策提言を行いますとともに、
試行期（ステップ 1）の高知県の取組状況になってございますように、CLT 建築推進協
議会、これを設立いたしまして、技術者の養成やモデル施設の建設支援を行いますととも
に、その他といたしまして、CLT ラミナ製材工場の整備を支援するといったような取
組みを行ってまいりました。そういうことで、その下の枠囲みの中にありますが、建
築物に CLT をいかに活用するかといった挑戦を行ってまいったところでございま
す。

今後は、普及・拡大期（ステップ 2）の紫の部分にあります、国の CLT 建築に関する
関連告示や予定されております 1 時間耐火基準の整備などを受けまして、下の枠
囲みの中にありますように、マーケットが大きい低層建築物を中心にいたしまして、
一般的な CLT 建築物の普及拡大に取り組みたいというふうに考えております。

また、その右の飛躍期（ステップ 3）にございますように、国の 2 時間耐火基準への
対応なども踏まえまして、中層・大規模建築物を中心といたしました都市部におけ
ます CLT の利用拡大を図るといった、こういった段階的に進めていく戦略を考
えております。

今後の取り組みといたしましては、資料の下段の左赤線の枠囲みの中にあります
ように、認知度の向上、それから技術者の育成、コストの削減に向けて取組みを行
ってまいります。

具体的には認知度の向上では、これまでのフォーラムや見学会の開催などに加え
まして、施主や建築士などへの個別提案を行ってまいります。その際、公共施設
での CLT の率先利用や県とつながりのある企業への利用提案などにつきまして、
本県の尾崎知事が共同代表を務めておりますが、全国組織で「CLT で地方創生
を実現する首長連合」、こういった全国組織がございまして、この組織とも連携
をして進め、CLT 建築物の需要拡大を図ってまいりたいというふうに考
えております。

次に、技術者の育成につきましては、技術講習会の開催に加えまして、林業
学校において平成 30 年 4 月からスタートいたします専攻課程、この専攻課程
の中でも人材の育成を図ってまいりますほか、比較設計や標準歩掛りなどによる
価格の明確化などの取組を進めるということが必要と考えております。

3 つ目のコストの削減につきましては、公共施設におけます率先利用から、
やはりどうしても最後は民間の需要への拡大へ波及させていくということが
必要だと考えておられまして、そういったことによりまして、CLT パネルの
量産化、また技術の発展などに取り組むということが必要だというふう
に考えております。

こうした取組によりまして、CLT 建築の需要拡大につなげてまいりたい
というふうに考

えております。

9 ページをお願いいたします。

最後になりますが、「林業労働力確保支援センターと連携した就業者の確保」についてご説明いたします。

県では、担い手の育成・確保に向けて、林業学校の設置や、それから小規模林業の推進など、さまざまな取り組みを行っておりますが、今回、ご説明いたしますのは、その中の林業労働力確保支援センターと連携した取り組みとなっております。

資料左上の「現状と見えてきた課題」にございますように、県では、センターと連携いたしまして、UI ターン就職相談会の開催など、林業に就業しようとする方、したいという方の支援を行ってまいりましたが、その状況はその下の表にございますけど、就職相談会の面談者は、平成 23 年は 22 人となっておりますが、これが年々増えてまいりまして、平成 27 年度は 111 人というふうになっています。ただ、この 111 人の面談者のうち、実際に林業に就業したという方は 7 名ということになっておりまして、まだまだこの就職相談会に来られる方をきちんと確実に林業の就業につなげていくということができていないという状況となっております。

そのため、来年度のバージョンアップのポイントといたしまして、平成 29 年度におきましては、林業労働力確保支援センターの窓口機能の強化と、それからこのセンターと連携した受け入れ体制の充実、この 2 つに取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的には、その下にございますように、都市部の就業希望者の掘り起こしを進めるために、定期的な相談会を開催いたしますとともに、UI ターン希望者や県内の新卒予定者、こういった方を対象にいたしまして、高知県の林業について詳しく知ることができる「フォレストスクール」を開催いたします。

また、就業希望者の要望に応じまして、高知県でいつでも林業体験や現場の視察ができるようにするなど、センターと連携して受け入れ体制を充実させていきたいというふうに考えています。

以上で、林業振興・環境部からの説明は終わります。よろしくをお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

今のところに対してご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(川田委員)

2、3 お伺いしたいと思います。

森林資源が成熟化して、それをどう商品化していくかというのは高知県にとって非常に大きな、地域経済にとっても、あるいはさまざまな経済の活性化にとっても、林業、産業にとって重要なことであることはもう間違いないわけです。そのさまざまな取り組みが、

この産業振興計画の中で積極的になされているということではありますが、近年、特に、そういった新しい木材の利用、需要という意味で木質バイオマスという面で非常に注目されておりまして、各県、四国でも高知、徳島というような形でいっておりますし、また他の県でも、木質バイオマス工場ができていますけれども、特に木材生産もそれに対応して、長年供給増大を図る取り組みがなされているんですけれども、基本的には木材生産のバランスの取れた事業関係をどう作っていくのかというのが非常に重要だと思います。

その辺で、場合によってはその原木需給のミスマッチをということで、こちらの資料4の1ページにありますように、木材を伐採しますと、真ん中の図のように、A材からB材、C材、D材が出てくるわけです。Aは非常に良質なもので、その他に木質バイオマス用となるC材、D材というものが大きなウエイトを占めてきているということですが、先ほどすでに細かく言われたかどうか分かりませんが、この資料の中には木質バイオマス関係の需要量について、平成26年現在、約36万トンからあって、これがあと4年後には57万トンになるという数字を試算されております。一つお尋ねしたいのは、この木質バイオマスの需要の実態について、木質バイオマスの占める比率、また、その他の木質バイオマスというのはどういう利用がなされてきていくのか、例えば、県内で需要されていくのか、あるいは他所へいくのか。木質バイオマス発電以外で木質バイオマスの活用というものもあるんだろうと思いますけど、そこで将来的にこのバイオマス事業の拡大がどういう需要をするというふうに考えられているのかという問題です。

それから先ほど申しましたように、もう1点はバランスです。トータルの需給関係ということになりますと、多分バイオマスがかなりのウエイトを占めるということになりますが、かなりの木を切らないと量が確保できないわけです。そうなりますと一般材、A材、B材の利用がどういう形で利用されていくのかと。県内で、おおとよ製材等の新たな工場もできておりますけれども、既存の製材工場はますます潰れて需要が減少してきているという意味で、将来的にこのB材、A材の供給がだぶると、そしてこれを逆に言えばどういふふうな形で需要開発をしていくのかという問題が出てきております。

対応としては、例えば既存の工場の協業化等によって、新たな基盤の強化を図っていくというような施策も主には出ているわけですが、A材、B材の需要拡大の中で、具体的にどういうものを、いわゆる協業体制を作っていくとしていこうとしているのか、そういう計画はあるのかどうか、一つお尋ねしたいと思います。

そういうことと、CLTの開発。これは高知発CLT、CLT高知発ということで、知事が非常に積極的に率先して全国に働きかけている非常に頼もしい限りですけれども、そういう意味でCLTの生産は高知県ではどういうふうな対応をされる予定なのか。CLTのラミナの生産については、池川木材さんの方から実際にそれに取り組んでいくということで製造されているわけですが、高知おおとよ製材の製品は必ずしもCLTのラミナではないというふうに認識しております。そうなりますと、CLTの拡大を図っていくということは、やはり県内に生産拠点を作って、そういう対応をしていく必要性が出てくるのではないかと

という感じもしております。将来そういった CLT への取り組みが、いわゆる最終地点への取り組みをどういうふうと考えていらっしゃるのか、行政的な視点からご意見をいただければというふうに思います。以上です

(木材産業振興課 小原課長)

木材産業振興課でございます。ありがとうございます。

三つ質問をいただいたということですが、一つは、バイオマス、発電以外のところの需要を他にどういうところがあるかという部分のご質問だと思います。木質バイオマスの需要は大体 36 万トンで、最初のうちはまだ木質バイオマスの発電が始まってない段階です。平成 31 年には木質バイオマス発電が始まったというところで、この目標数になっています。それまでの大多数の部分はと言いますと、製紙用であったり、あるいは中には畜産用の飼料とか、そういうふうに使えるものがその数値の中にはカウントされております。

今後ですけれども、バイオマスの他にというとなかなか難しく、低質材になりますので他で持っていく部分というのはなかなか難しい部分です。新しい使い方という、最近ではもうちょっと少し加工度が高いんですけど、ナノファイバーとかいう部分で、例えばボールペンのインクだったり、新しい新素材みたいなものが出てきています。すぐにはそこにはいかないですけど、やはりこれから新しい用途を掘り起こしていくことが必要だと思いますので、その辺は県の方でも検討して、新しい用途のところへできるだけ需要を出していきたいと考えております。

2 点目の方の製材加工の方の方で、なかなか既存製材の方はなかなか大変で、数が減ってきていると。それに対して、協業化とかいうようなことで進めていってはどうかというようなどころのご質問だと思います。一つは先ほどの資料の方をちょっとご覧いただきたいんですけど、資料の 5 ページです。ここに今までの取り組みとして、県産の木材では個別の強化ということを推進してきました。しかし、森林資源というのは 1 年間に約 300 万 m³ もの量が 1 年で成長しております。この資源をどうやって活かしていくかということで、既存製材に加えておおよそ製材を誘致して、需要を回ってきたということなんですけども、現在のところまだ従来の既存製材の数が減ってきているということでございます。

このために、私ども、先ほどの協業多角化というところを目指したいと考えておまして、そういった意味で、実態調査の中で各製材工場さんにお邪魔したときには、そういう話もさせていただいているところです。しかしながら、現実にはどこがというところにはなっていませんが、やはりそういうふう小さいところが強くなっていくためには、一定、協業が必要ではないかというふうに思っています。

やはり戦略としましては、量を確保して外材に勝っていく、コストを下げっていく製材と、もう一つは、やはり付加価値で、量はなくてもお金を取れるような、そういう製材、そういう攻め方があると思っています。調査の中で非常にユニークだったものとして、お酒の樽を作る。大阪の方に送っている製材所がございました。そこは 4 人ぐらいでやっている

んですけど、そこは売上げも稼いで、非常に経営的に安定しているということですから、大きいだけではなく、やはり小さくても特色ある、そういう取り組みしていきたいというふうに考えております。

それで最後に、CLTにつきましては、木がたくさんありますから、需要がないところでどうやって切り込んでいくかということで、例えば、オフィスとか店舗とか、これまでやはり木造で建っていないところに中層とか低層の建物に木を使っていく。その中で、CLTというものに注目しているわけですけども、委員おっしゃるとおり、最終的には私どもとしてもパネル工場の立地を目指したいと考えておりまして、産振計画あたりもそういうものを盛り込んでおります。

ただ、今年度、建築基準法が変わったところでして、今年が需要の最初の元年というふうに、普及の元年と考えています。このために、需要を起こしていくということで、県内外でCLTの建物をまず増やしていくと、そういうものを併せてやっていくことで、一つの実績につながると考えております。それと池川木材さんのところのラミナ工場につきましても、そういった手前ですね、CLTの工場をする手前の部分ですね、その準備をしておかないとということで、パネル工場に向けては入り口と出口というか、そちらの両方を取り組みながら環境づくりを進めていくということでございます。

あと、池川木材さんにつきましては、CLTラミナだけでなく、すのこであったり、他のものも作られていまして、椅子とか家具用品、製品も作られておりますので、そういった面でCLT以外の製品も作られております。以上でございます。

(議長)

よろしゅうございますか。

他にございませんでしょうか。どうぞ。

(門田委員)

門田です。少し認識不足なので申し訳ないですけども、クレジット活用促進とありますが、このことについて少し教えていただきたいのと、それから今、若い人で林業女子といって、現場でチェーンソーを持って活躍する女性もおりますけれども、林業といえればかなり危険が伴うものなので、女性の参画として加工とかデザインとか、加工したもののアイデア商品、そういうものに取り組めるような、女性が参画できるような取り組みがあるのかどうかというのをちょっと教えていただきたいです。

(議長)

お願いします。

(環境共生課 内村課長)

環境共生課でございます。最初の質問のクレジットの件でございますが、これにつきましては、温暖化対策の一環といたしまして、森林資源を活用しました森林整備によります木材が生長し、加工されると、CO₂の固定という部分と、木質バイオマスを使いまして、化石燃料によるものから木材を燃焼させることに換えることで、化石燃料分のCO₂を削減するというものです。この認証制度でクレジット化して、その削減分を環境ビジネスとして販売できるという仕組みができております。高知県が一番目に取り組み始めまして、かなりの都道府県自治体等が参画しておるところでございます。現在、高知県におきましては、削減、排出削減、バイオマスを使いまして化石燃料のクレジットを約2万2000トン程持っておりまして、約1万トンをすでに販売しておるところでございます。

もう1点、森林吸収クレジットといたしまして、森林整備をすることによりまして、木材CO₂を固定するというのもございます。これも12の市町村、団体等が高知県でやっておりますので、順次これもクレジット化し、販売しながら、また資金を還流させて森林整備に還元していくということを行っているところでございます。

(森づくり推進課 岩原課長補佐)

森づくり推進課です。林業の女性の参画ということで、ご質問をいただきました。

女性で林業に取り組まれている事例として、夏はカヌーなど観光の方で、冬は林業をやるといった四万十地域の方ですが、副業型林業ということで取り組まれている事例もございます。また、県外からご夫婦で林業に取り組まれるといったケースに対しましても、最初は少し危険が伴いますので、そういった研修を県の林業学校の短期課程の方で、安全対策から実際の現場作業までの研修なども受講して、地域で実際にやっている方もおいでます。また、佐川町では林業の端材を使ってレーザー加工でいろんなおもちゃなどを作っている事例もございます。さらに、コップなどを置く、コースターを作るとか、そういった加工分野について女性の方がやられているというようなケースは少しずつですが聞いております。そういった形でいろいろな分野で女性の方の参画が徐々に増えてきていると思っております。

(議長)

よろしゅうございますか。

では、次、古谷委員さん

(古谷委員)

農業、林業とはまったく無縁の世界から来まして、色々な説明をしていただいて、本当に分からないことだらけです。その中で、資料の9ページのところで、「労働力確保」というところで、いろんな施策をとってIターンとか、Uターンとかいうことで、行政の方が

取り組んでおられると思いますけど、就業準備のところでは20日間、1回実地講習と資格習得ということが書かれておりますが、これは林業に携わるには何か本当に資格を取らなければいけないのか。ただ、その希望に燃えて林業に従事したいということだけではいけないのでしょうか。例えば、機械のフォークリフトとか、ああいう資格を取らなければいけないということなんでしょうか。

それと、その横に副業型林業の紹介ということで、林業をしながら副業をするということなんでしょうか。

(森づくり推進課 岩原課長補佐)

森づくり推進課です。資料の9ページのところで、二つご質問をいただきました。

一つ目が、林業の就業準備のところでは資格と書いているのですが、そういった資格が必要なのかということでございます。個人で林業作業を行うとなれば、例えばチェーンソーであるとかいったところについては資格というものは必要ありません。しかし、チェーンソーをまずは習って、そういう資格を与える機関がございますので、そこでまず勉強していただいて、同時に資格も取れますので、そういった形で習っていただいて安全面、あるいはいろいろな機械の操作について、すべて習うことができますので、その後、実際にやられるのが一番いいかと思っております。

一方、林業で雇用する側としては、山で木を切るには資格者が必要になります。自分がチェーンソーなり、刈り払い機でちょっと木を切るとかいったのは資格がなくてもできますが、雇われてやられる場合には、雇い主は必ずそういった資格を有した者を作業に従事させることと労働安全衛生法に決められておりますので、県の方ではいろいろな林業関係の資格を全部ご準備しておりますので、そういうところで、安全面も含めて学習していただき、取り組んでいただけたらと思っております。

それからもう一つの副業型林業の紹介でございます。これは、先ほども言いましたように、県外の女性の方の事例ですが、夏は観光で収入を得て、冬は林業をする、あるいは農業しながら林業をする。そういった副業型の林業を自分は目指してやっていきたい方については実際に体験をする機会も作ってございますので、県もご紹介をしているところでございます。以上でございます。

(古谷委員)

それから、4ページの森林計画事業のGISの機能拡充というところで、森林台帳の整備ということで、先日、たまたま実家の方に行きましたら、田舎の役場からこういう関係の書類が来てまして、何だろうと思って、つらつら書いてあるのを読みまして、今日この会に出席させていただいて、これが納得いたしました。やはり、ちゃんとこういうふうなことが取り進んでいるのだなと思っております。とにかく私たちも全然、その森林には関係ないので、親が山を所有してても、過去に2回くらいしか行ったことなく、じゃあ行きな

さいと言われても、どこにどこか分からない、境界線がどこにあるのか分からないというような場所に山があります。こういうふうにしていただいたら、後々、自分が携わることになっても安心だと感じました。ありがとうございます。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(西岡委員)

前回も言ったかもしれませんが、産業振興計画ですが、どの生産を上げるということが大変大事なことです。私たち、消費者の立場から言えば、切った後どうなるかが非常に大事です。林業というのはやはり 50 年、60 年の取り組みですから、ぜひ植林に関しての補助とか、手厚い手当をしてあげないと、なかなか民間の方が今後 50 年、60 年後に向かって山を育てていくということは困難かなというふうに思います。ぜひ、そちらの方も、色々な補助していただいて、実際に伐採されてどのくらい植林されていくかということも数値として分かれば、出していただければ一つの参考になるかなというふうに思います。

また、先ほどバイオマスのご話がでておりましたが、山は切りましたが、そのあと植林しなくなると、もう竹藪だらけということになりますよね。どんどん竹が増えていくと思います。実は、徳島で竹を使ったバイオマス発電所というのを作っておりまして、そんなものもあります。先日、高知の尾崎知事にも非常に親しい方が来られてまして、バイオマス発電、竹でバイオマス発電を高知でやりたいということで相談をしたけれど、なかなか切り出す人手がないということで、具体的には実現できなかったということをおられました。ぜひ、長い目で見て、そういう木材だけではなくて、竹からもバイオマス発電できる、そんなことも県の方として技術開発もしていただければいいかなというふうに、地球環境といったようなことから言ってもいいかなと思いましたので、よろしくお願ひします。

(木材増産推進課 櫻井課長)

木材増産推進課の櫻井でございます。ご質問ありがとうございます。

最初の質問、切ったあとはどうなるのかということですが、再造林でスギ、ヒノキ、人工林、戦後に拡大で造林されたものが県下で 30 万 m³ 規模で民有林でございます。こういったものが、成熟期にきている、伐採期にきているということで、生産を拡大しているところでございますけれども、今切っている木というのは、やはり先代の、自分たちの先輩方が植えてきた木を資源として活用しております。当然、私どもも今度は未来への資源をつなげていかなければならない課題がありますので、ここはもうしっかりやっていきたいと思っております。

再造林への支援については、国の造林補助事業の中で補助率としては 68% を補助する制

度がございまして、これに再生林をしっかりと支援していくということで、県が22%のかさ上げをしまして、90%の補助をしております。また、市町村の中で15の市町村については、残りの10%も支援をいただいております、所有者負担なく再生林ができる状態になっております。植えてから生産するまで最短でも60年ぐらいかかりますので、そのうちの約8割～9割くらいの経費が最初の5年間にかかるということでございますので、そういったところをしっかりと支援していきながら、植えるべきところにはきちんと再生林をして、次世代に資源を残していくと、こういったことを取り組んでいきたいと考えております。

(木材産業振興課 小原課長)

木材産業振興です。竹に関するバイオマス発電のご質問がございました。

委員さんのおっしゃるとおり、徳島の方で竹を利用したバイオマス発電ができています。実は竹の場合、ボイラーなどで焚いた場合、基本的にはそのボイラーに悪いというか、腐食するような成分が出てしましまして、日本では一般的にその技術開発ができていなかったんですけども、オーストリアかドイツかちょっと忘れましたが、欧州の方でそういうものが開発されて、竹に対応したボイラーとか、発電の機械とか、そういうのが出来上がって徳島と、もう一カ所、確か広島かどこか辺りで、そういうのをやられているというのは承知しております。竹の場合、先ほど委員のおっしゃるように、人手のことと、空洞が竹の場合多いということで、なかなか運び出すときの生産性の部分とかいう問題もございまして、その辺の部分は課題になるというふうに考えております。ただ、竹につきましては、裏山も非常に環境面にとってもあまり竹がはびこるというのは決して良いことではございませんので、そこはやはり竹の利用というのは考えていかないといけないと思います。

例としては、レクサスとか自動車の非常に高級なものに一部使われたり、最近では木製品みたいなものに少し使われております。また、まだ研究段階と聞いているんですけども、竹酢というか、竹をチップにした場合、何かこう、空気中の酵素みたいなのがくっついて肥料として良いというような、そういう可能性も少し聞いていますので、そういうものが、生産性の良さと合わせて上手くいけば、良いのかなと思っております。その辺は、まだ技術開発の部分も多いかもしれませんが、森林技術センターの関係のところと連携しながら、できるものについては取り組んでまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。

大体、時間もだいぶせまってきておりますが、他に何かありますでしょうか。

(川田委員)

バイオマスペレットの単価は分かりますか。

(木材産業振興課 小原課長)

ハウスで使用するペレットにつきましては、丸太の単価も非常に上がってきておりました、非常に苦しい状況で、何とか値上げしないでやっているという状況です。一方、発電が始まった時点、木の安定供給も必要ということで、丸太の方については今年度、少しでも価格の安定、雇用の安定につながればということで支援をさせていただいております。しかし、なかなか価格面については上っており、精一杯作る方を努力していますので、すいません、地球環境とかいろいろな面で山の方の整備とか、あるいは CO₂ の排出を抑えるという面もありますので、その辺ちょっとご理解のうえ、ご協力を今後ともよろしく願いたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

まだまだ、ご意見があろうかと思いますが、この会は 16 時までとなっておりますので、ご意見ございませんか。

それでは、質疑を終わりたいと思います。その他といたしまして、農業部会から「高知県農業振興地域整備基本方針の変更について」ご報告をお願いしたいと思いますが、農業部会長でございます山岡委員が欠席でございますので、代わって農地・担い手対策課の田岡課長補佐にご報告をお願いします。

(農地・担い手対策課 田岡課長補佐)

農地・担い手対策課の田岡です。

山岡農業部会長に代わりまして、審議会へご報告させていただきます。

「高知県農業振興地域整備基本方針」の変更について審議するため、平成 28 年 8 月 3 日に農業部会が開催されました。この基本方針の変更は農業振興についての整備に関する法律に基づいて、県が概ね 10 年の見通しで定めるもので、県からの諮問を受け、部会が開催されたものでございます。

「農業振興地域整備基本方針」につきましては、「確保すべき農用地等の面積の目標その他農用地等の確保に関する事項」、「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」、「基本的事項」の 3 本の柱で構成されています。

また、見直しにあたっては、国が定めた新たな食料・農業・農村基本計画における農地面積の見通し等を踏まえ、基本指針における確保すべき農用地等の面積の目標等の内容が変更されたことに伴い、本県における確保すべき農用地等の面積の目標について変更するもので、平成 28 年 3 月に策定した第 3 期『高知県産業振興計画』とも整合性をとり、見直しがされております。

今回の変更のポイントとしては、平成 37 年の確保すべき農用地の面積目標を平成 26 年 12 月 1 日現在の 28,900 ヘクタールから 700 ヘクタール減の 28,200 ヘクタールとしていま

す。これは過去のすう勢などを参考に農用地域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地域内農地が減少した場合の平成 37 年時点の農地面積に、施策効果（農用地域への編入促進、荒廃農地の発生抑制、荒廃農地の再生）を加味して設定されています。

農業部会では、この基本方針の変更について、審議が行われましたところ、農地の集積に関する課題、中山間地域の課題や鳥獣被害などに関する幅広いご意見もいただいた結果、原案どおりに答申されることとなりました。

県の諮問書と審議会の答申書につきましては、その写しを添付していますので、それぞれご確認していただきたいと思えます。

なお、答申後、県では 9 月 14 日付けで国と協議を行い、9 月 30 日に同意を得ましたので、10 月 7 日に県のホームページで公表したところです。

また、本日は最終製本されました「高知県農業振興地域整備基本方針」を配布させていただいております。

農業部会における審議結果の報告は、以上でございます。

（議長）

農業部会報告でした。

以上をもちまして、全て終了しましたので司会を事務局へお返ししたいと思います。

（事務局）

事務局から 1 点、旅費の関係で連絡事項がございます。旅費の支給を事前に辞退されております委員以外の方におきまして、会場までお車でお越ししている場合は、駐車場代と高速代をお支払いさせていただきます。ともに、領収書もしくは ETC の利用証明書が必要となりますので、事前にお配りしている返信用封筒に同封のうえ、後日、事務局まで持っていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました

議事録署名人

委員



印